平成22年度 「地域いきいき運営交付金」の交付額について(途中経過報告)

1 交付額の内示

3月市議会定例会の議決後、地区活動支援担当を通じて正式に内示する予定です。

なお、地区ごとの交付金額は、下記の考え方に基づき交付したい。

2 予算要求にあたっての平成22年度交付額の考え方

◆ 平成 22 年度分について

- (1) 平成21年8月1日の調査がもっとも妥当な世帯数であり、これを平成22年度分「地域いきいき運営交付金」の基準世帯数とする。
- (2) 平成 18 年 5 月 1 日調査から平成 21 年 8 月 1 日調査による世帯数の増減 を反映させた額を平成 22 年度「地域いきいき運営交付金」暫定額とする。
- (3) 世帯数の増減の反映は、行政連絡事務費及び地域公民館交付金(均等割を除く)相当額により行う。
 - 一般世帯の増減数× (570+210) +事業所世帯の増減数× (570+90)
- (4) 世帯数の増減の反映により、すでに提示した交付予定額を下回る地区については、交付予定額との差額を「平成 22 年度に限った調整交付金」として交付する。
- (5) (2)の暫定額に、「地域家庭の子育て補助金」(全地区1万円)を加算した額を平成22年度「地域いきいき運営交付金」基準額とする。

◆ (参考) 平成23年度分交付金額について

(1) 平成22年9月1日付で世帯数調査を実施し、世帯の増減率により決定する。

平成22年度基準額の2分の1 (固定費) +平成22年度基準額の2分の1 (変動費) ×

平成22年9月1日世帯数

平成21年8月1日世帯数